

## 理事の参事兼職について

Q. 理事は参事を兼職することができるか。

A. 監事は使用人と兼ねてはならないことになっているが（中協法第37条（役員の兼職禁止））理事については別段の定めがないので兼務は差し支えない。ただし実際問題としては理事が参事を兼ねる必要性は乏しく、その理事を代表理事とするか、専務又は常務理事とすれば足りると考える。